

物件調書

物件番号 2	所在、地番	和歌山市西庄字外浜 1 0 6 3 番 1 4 8 和歌山市西庄字外浜 1 0 6 3 番 1 4 9			
地 積	公簿 2 1 2 . 2 5 m ²	実測 2 1 2 . 2 5 m ²	地目	宅地	
接面道路の幅員 及び構造	北西側で約 4 m、南東側で約 4 m（有効幅員約 3 . 6 m）の舗装市道（建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号）にそれぞれ接面している。				
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都 市 計 画 法	市街化区域			
	建 築 基 準 法	用 途 地 域	第 1 種住居地域		
		建 ペ イ 率	60%	容 積 率	200%
	そ の 他	建築基準法第 2 2 条の規定に基づく区域			
私道の負担に 関する事項	負 担 の 有 無	無			
供給処理施設の状況	電 気	可	都 市 ガ ス	不可	
	上 水 道	可	公 共 下 水 道	可	
交 通 機 関	鉄 道	南海加太線 西ノ庄駅 北 道路距離 約 5 0 0 m			
	バ ス	和歌山バス 西の庄公園口停留所 直線距離 約 7 6 0 m			
公 共 施 設	西脇小学校	北西 直線距離 約 8 0 0 m			
	西脇中学校	東北東 直線距離 約 1 . 5 km			
	西脇支所	北西 直線距離 約 8 0 0 m			
参 考 事 項	1 本物件は、昭和31年度建設の市営住宅(木造平屋建)解体跡地です。 2 本物件は、間口約 1 2 . 3 m、奥行約 1 7 mの長方形平たん地で、接面道路とほぼ等高です。 3 本物件内に埋め戻した井戸の跡があります。撤去が必要な場合の費用は、買受者の負担になります。 4 本物件内に上水道メーターボックスが2個、汚水ますが1個あります。撤去又は移設が必要な場合の手續及び費用は、買受者の負担になります。 5 電気、上水道、公共下水道の引込み等の手續及び費用については、買受者の負担になります。詳細については、関係企業又は関係行政機関にお問い合わせください。 6 本物件は、現状有姿での引き渡しとなります。 7 本物件引き渡し後、買主は売主に対し、地中埋設物の撤去の要求及び撤去費等の追加費用の請求等、地盤及び地中に関連する作業の要求及び追加費用の請求はできません。また、それらを理由に売買代金の減額、損害賠償の請求、契約の解除及びその他法的請求ができないことを承認していただいたうえで契約となります。				